

「資格情報のお知らせ」を配付します

お知らせします

- 組合員証及び被扶養者証（以下「組合員証等」といいます。）は、令和6年12月2日から、新たな交付は行われず、マイナ保険証(※)に一本化されました。
- 当組合では、皆様に安心してマイナ保険証を利用いただけるよう、「資格情報のお知らせ」を配付します。

※ マイナ保険証とは、健康保険証利用の登録を行ったマイナンバーカードのことをいいます。

教えて！

「資格情報のお知らせ」が届いたら、どうすればいいの？

- 「資格情報のお知らせ」は、マイナ保険証への一本化に伴い、皆様にご自身の当組合の資格情報を簡易に把握いただくため、当組合に登録されている資格情報をお知らせする一回限りの通知です。
- お手元に届きましたら、記載内容とご自身の情報に誤りがないかご確認いただき、大切に保管してください。万が一誤りがあれば、当支部へご連絡ください。

「資格情報のお知らせ」の見かた

1

あなた様の当組合の資格情報です。内容をご確認いただき、誤りがあれば当支部へご連絡ください。

222222222222 (種別) きききき

資格情報のお知らせ

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします(令和6年8月30日時点)。なお、このお知らせはのらーでは受け取れません。

記号	AAAAA	番号	6666666666 (種番) 77
氏名	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX		
フリガナ	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX		
負担割合	1割		
資格取得年月日	元号9999年5月5日		
保険者名	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX		

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

— マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら —



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます)。

なお、現在、医療保険のデータベースに登録されているあなたの個人番号(マイナンバー)は次のとおりです(12桁のうち下4桁のみ表示)。万が一、表示されている下4桁の数字が、ご自身の個人番号(マイナンバー)の下4桁と一致しない場合には、保険者までご連絡ください。

右を切り取ってご利用いただくこともできます(このお知らせのみは受診できません)

資格情報のお知らせ

令和6年8月30日発行 (保険者番号) 55555555

記号	AAAAA	番号	6666666666 (種番) 77
氏名	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX		
負担割合	1割		

受診の際はマイナ保険証が必ず必要です

見本

2

マイナポータルからも確認できます。QRコードからマイナポータルにログインすると、あなた様の当組合の資格情報をスマートフォンの画面でも確認することができます。

3

カードサイズの「資格情報」のお知らせとして利用できます。医療機関等の受付でマイナ保険証の読み取りができない場合には、マイナ保険証と併せてこちらをご提示いただくことで受診いただけます。点線(ミシン目)で切り取ってご使用ください。

令和6年12月2日からのマイナ保険証への移行に当たって

令和6年12月2日以降、組合員証・被扶養者証（以下「組合員証等」といいます。）の新たな交付は行われず、**マイナ保険証の利用を基本とする仕組みに移行**しました。今後の取扱いは、次のとおりとなりますので、ご確認ください。

「資格確認書」の交付について

令和6年12月2日以降の新たな組合員・被扶養者（以下「加入者」といいます。）の方等で、**マイナンバーカードをお持ちでない方やマイナ保険証の利用登録を行っていない方等**には、現行の組合員証等に代えて「**資格確認書**」を交付します。「資格確認書」を医療機関に提示することで、**従来どおり保険診療を受けることが可能**です。

令和6年12月2日以降
の新規加入者

資格取得届等によるご本人からの申請に基づき交付します。

資格確認書に関するQ & A

Q マイナ保険証を持っていますが、念のため資格確認書を持っておきたいのですが、交付してもらえますか。

A 資格確認書は、マイナ保険証を利用できない状況にある場合に交付するものですので、マイナ保険証による受診が困難である等の特段の事情がない場合は、交付できません。

Q 子どもが修学旅行に参加する際にマイナ保険証を持たせることが心配なため、資格確認書を交付してもらえますか。

A 資格確認書は、マイナ保険証を利用できない状況にある場合に交付するものですので、交付できません。修学旅行等の学校行事に参加する際には、数日間に限られており、かつ、教師同伴のもと医療機関を受診することが考えられ、なりすましが起こることは想定され難いことから、マイナポータルに表示される被保険者情報のPDFファイルを印刷したものや資格情報のおしらせ又はその写しを医療機関に提示してください。

Q 資格確認書を破損・紛失した場合は、再交付してもらえますか。

A 交付申請書により再交付できますが、マイナ保険証を利用できる場合は、マイナ保険証をご利用ください。

交通事故によるケガなどで病院に通う場合は 共済組合にご連絡を！

交通事故によるケガなどで医療機関に受診し、組合員証等(マイナ保険証及び資格確認書を含む)を使用する場合は、速やかに共済組合支部にご連絡いただく必要があります。

- ※ 地方公務員等共済組合法施行規程第 103 条において、届出を行わなければならないこととなっています。

届出がない場合はどうなるの？

組合員又は被扶養者の方が交通事故などで加害者からケガをさせられた場合は、その事故が職務上や通勤災害でなければ、原則的に組合員証等(マイナ保険証及び資格確認書を含む)を使って保険診療を受けることができます。

しかし、この場合の診療費などは、本来相手方が負担すべきものを、共済組合が一時的に立て替えることになるため、後日、共済組合から相手方(相手の加入している自賠責保険など)に請求することになります。

組合員又は被扶養者の皆様から共済組合支部に事故の連絡がなければ、共済支部は、事故の加害者に医療費を請求できません。

- ◆ 本来は加害者が負担すべき医療費を共済組合が負担することになり、こうした事例が増加すると、共済組合の医療費負担が重くなり、ひいては掛金率(いわゆる保険料率)の上昇につながり、組合員の皆様に不要な負担を求めることになります。

示談は慎重に！

示談は私的な解決方法ですが、合意のもとに成立すると、民法上の和解契約(第 695 条)として法的な拘束力を持ちます。もし、不利な示談をしてしまった場合は、共済組合は加害者に請求できなくなってしまい、立て替えた診療費は組合員の皆様から返還していただくこともありますので、示談する前に必ず共済組合にご連絡ください。

交通事故に該当するかの確認をさせていただく場合があります

レセプトから交通事故に該当すると思われる治療を受けた方等につきましては、共済組合の外部委託先の株式会社オークスから、交通事故などに該当するかの確認調査・損害賠償申告書等の提出依頼の文書がご自宅に届く場合がございますので、回答いただきますようご協力をお願いいたします。

事故報告等の手続の詳細につきましては、各支部の担当者までお問い合わせください。